

大規模な太陽光発電事業を計画される方へ

神奈川県環境計画課

- 環境影響評価法の対象事業に太陽光発電事業(出力:4万kW以上)が追加されたことに伴い、法対象とならない規模の太陽光発電事業について、神奈川県環境影響評価条例の対象事業に追加しました。

対象事業：電気工作物の建設

対象規模：甲地域 400 kW以上、乙地域 1,200 kW以上、その他の地域 8,000 kW以上

※「甲、乙地域」は「その他の地域」に比べて自然度の高い地域で具体的には次のとおりです。

甲地域：国立公園の区域のうち特別地域、国定公園の区域のうち特別地域、県立自然公園の区域のうち特別地域、歴史的風土保存区域のうち歴史的風土特別保存地区、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域のうち特別地区、県自然環境保全地域のうち特別地区、近郊緑地保全区域のうち近郊緑地特別保全地区

乙地域：国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、近郊緑地保全区域のうち「甲地域」を除く地域

※なお、出力が対象規模未満であっても、一定規模以上の土地の改変を伴う場合、「電気工作物の建設」以外の対象事業として環境影響評価手続の対象となる可能性があります。

- 手続対象となるかなどに関してご不明な点がある場合は、次の問合せ先までご連絡ください。なお、ご連絡いただいた内容によっては、事業計画等を確認させていただくことがあります。

<問合せ先>

環境影響審査グループ 045-210-4070、4072

<問合せ時にお尋ねする一般的な内容>

- 事業計画場所の所在地、 事業者名称、 敷地面積、 発電規模(交流)、 事業(造成)開始時期

- 環境影響評価制度等については、こちらをご確認ください。

[「かながわの環境アセスメント」](#) 🔍 検索

- 環境影響評価手続とは、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らがあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し意見を求める手続であり、この手続を行うことで事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることが期待されます。